

令和元年10月25日

第6回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第6回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について

報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第6号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和元年10月25日				招集場所	加須市役所 5階 504会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後2時45分			
会長	小倉和夫				職務代理	野川良翁			
議席	委員氏名	出	欠	議席	委員氏名	出	欠		
1	岡島敏雄	○		9	塩崎博	○			
2	江森正	○		10	山岸和男	○			
3	坂本君夫	○		11	田島啓司	○			
4	野口悦夫	○		12	野川良翁	○			
5	関口政司	○		13	小倉和夫	○			
6	矢島征雄	○		14	早川初男	○			
7	遠井勝	○		15	柳田浩	○			
8	栗原光夫	○							
					加須市農業委員会事務局				
					局長 細田 悟				
					次長 小川 修一				
					主幹 正能 光				
					主幹 新井 昌典				
					主査 染谷 守				

開会 午後 1時30分

○局長（細田 悟君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

本日は悪天候の中お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、野川職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（野川良翁君） 皆さん、こんにちは。

本当に足元が悪い中、きょうはご苦労さまでございます。

またですね、19号ですか、台風もですね、加須市におかれましてはそんなに被害がなく
て、私のほうも田んぼに藁がよったぐらいの被害で、本当によかったのではなかろうかと思
っております。

それではですね、ただいまより令和元年第6回加須市農業委員会を開会いたします。よろ
しくご協力をお願いします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。



◎会長挨拶

○局長（細田 悟君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

台風19号につきましては本当に、私は北川辺ですけれども、あと1メートル60センチ
ぐらいで越水したんじゃないかというぐらい際どい、今まで自分が水のふえたのを確認した
中では、本当に最大級の本当に水量だったと、そのような気持ちであります。慌てて避難し
たところですけども、それについてはいろんな状況について、スムーズなうちに避難がで
きなかった部分が、反省点的にあります。

今後は、そういった面につきまして、本当に際どい、人命をまず大切にするという、避難
についてはもうちょっと精査しなくちゃいけないかなという感じがいたします。

幸い加須市においては本当に災害がなかった、その点については非常によかったわけす
けれども、台風19号によって多くの被害を受けた方、特にね、今回の台風については特定
非常災害という……、そういう状況でございまして、本当にね、災害に遭われた方々にはお

見舞いを申し上げたいと思います。

そういった中、この加須地方も稲刈りも後半戦になりましたけれども、皆さん方には本当に十分注意して、最後まで健康で乗り切っていただきたい、そのような気持ちでございます。

農業委員、推進委員さんにつきましては、11月にそれぞれ来期の農業委員さんについて説明があるようでございますけれども、多くの農業委員さん、推進委員さんには引き続きこの職にとどまっていたきまして、加須地区の農業委員会の事業がスムーズに行われることを切にお願い申し上げ、全く言葉整いませんけれども、開会に当たりましての会長の挨拶といたします。

では、よろしくお願いたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございます。

————— ◆ —————

◎出席委員数の報告

○局長（細田 悟君） 本日の総会でございますが、現在、委員15名全員にご出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告をいたします。

————— ◆ —————

○局長（細田 悟君） それでは、早速ですけれども、議事に入らせていただきたいと思ます。

以降は小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いたします。

————— ◆ —————

◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願いたします。

————— ◆ —————

◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

12番 野川良翁 委員

14番 早川初男 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の5件を議題といたします。

初めに、1番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

それでは、説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は農業経営を廃業するため、譲受人は農業経営規模の拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 1番の案件につきまして、5番の関口が報告をいたします。

10月18日に、坂本委員、渡辺推進委員と3人で、譲受人の さんから話を聞いてまいりました。 さんは長年、 さんから依頼をされて耕作をしておりました。また、

さんは住宅も手放して のほうに転居しておりまして、今回の事例となった次第であります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、2番の種足地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番(栗原光夫君) 8番、栗原です。

10月13日に、推進委員の橋本さんと現地調査、確認をいたしました。譲渡人のさんは、10年前に相続で実家から取得したものを、ここへ来て返すということでありまして、先ほど事務局の説明書どおり、我々も問題ないと判断をいたします。皆さん、よろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付

書類が整えられております。

譲渡人は相続をしたが耕作できないため、譲受人は業経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたけれども、地区担当委員、私、13番、小倉ですので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

10月19日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の さん宅を訪ね、お話を伺ってまいりました。譲渡人の という名前になっていますけれども、これは、もとは という家の相続の関係で になっていますけれども、誰も相続する人がいない、放棄されたということで、以前より耕作していた さんが贈与という形でその田んぼを譲り受けるということでございました。問題なしと判断してまいりましたので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

ご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、4番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲渡人は離農するため、譲受人の申請地は自宅より近く、効率的に経営規模が拡大できるため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

20日の日ですか、鳥海推進委員と2名で、受人のですね、さん宅を訪問して確認を
してまいりました。実際これ、さんという方はここにあるとおり、もうのほうに出
ちゃっているものですからね、どなたもないということでもありますので、受人のさん
宅へ伺いまして確認をしたところ、実家ももう販売というか、競売にかけられたという状態
のようでありました。土地については、このさん宅の横に現在あると、実際には耕作で
きるような管理はされていまして、十分かなと、このように思います。さん宅では
近くだということから、買って欲しくないかというようなお話があったところで、承諾をした
というような状況であるようでございます。ぜひ、ご審議のほどよろしくお願いをします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。

次に、5番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付
書類が整えられております。

また、譲受人、譲渡人は親子関係にありまして、譲渡人である父親が高齢のため農業経営
を引き継ぐため、今回の申請となっております。

また、譲受人の経営状況や農機具保有状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題
はないと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（岡島敏雄君） 1番の岡島でございます。

今回はですね、塚田推進委員と18日ですか、2人で行ってまいりました。受人はせがれ
さんでありますのでね、ちょっとこの日は平日だったものですからいませんでした。そこで、
おやじさんのほうにですね、さんですか、伺いましてちょっとお話を聞いたところ、

今、事務局が言ったように、　　さんはですね、年をとってもまだ80前ですから、それほど年じゃないのかなと思いますけれども、実際には足と手が悪くてですね、今回、足のほうの手術をすると、そんなことから、今後、手のほうも手術をするんだと、実際にはもう農家から離れたいと、それが正規の答えのようでした。そこで、せがれに譲渡したいと、そんな中身からですね、これを出されたということであるようです。

現地については、これだけ筆があるもんですから、どうなのかなと思いつつ、全て確認をしたところ、全て耕作はしっかりされて管理ができていますと、そんな状況にありましたので、基本的には良好と言うべきかなと、このように思います。ぜひ、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君）　ありがとうございました。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君）　挙手全員でありますので、許可とすることに決定いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君）　次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能　光君）　ご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、線引き以前から農家住宅敷地として利用しており、今回、納屋を改築するため、登記地目を現況に合わせるもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地確認をしたところ、農家住宅敷地として利用されており、今回の申請地は線引き以前からの利用ということが、昭和45年航空写真で確認でき、現地の状況からもやむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江森 正君） 2番、江森です。

10月18日、武正推進委員と現地調査の結果、この案件につきまして、事務局の報告のとおり、納屋を改築に当たり、線引きされているのではなくて、今度新たに申請を、納屋を改築に当たり直すということとなっております。何ら問題はないと考えられます。よろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の13ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、昭和45年以前から農家住宅敷地として利用しており、引き続き農家住宅敷地として利用したいため申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地を確認したところ、納屋が建っており、農家住宅敷地として引き続き利用したいとの意向であり、昭和45年の航空写真からも確認できることから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

10月17日に、推進委員の石川さんと現地、 さん宅を訪ね、お話を聞いてまいりました。この申請地の地図の左側のところ、建物が書いてありますが、ことしの4月ごろ納屋が火災になりまして、現状は、納屋は右側はありますけれども、左側はない状態で、建て替え

をするために調査したところ、一部農地だったため、今回の申請というふうになったということです。状況からして許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の15件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番（矢島征雄君） 6番、矢島です。

10月21日、推進委員の田部井さん、藤原さん、3人で、申請人が遠方のため連絡がとれなかったわけですが、現地確認しました。事務局の説明のとおり、太陽光発電施設の用地としてということですが、周りは既に何カ所か太陽光が設置されており、現地は長

年耕作放棄地のようなところで、ヨシや雑草が生い茂っていたところがございます。このような土地なんで、開発されてきれいになれば、環境的にもよいかと思います。何の問題もなく、許可相当と判断してまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、2 番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の 1 5 ページ及び土地利用計画図の 5 ー 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅敷を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第 2 種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6 番（矢島征雄君） 6 番、矢島です。

1 0 月 2 1 日、同じく田部井さん、藤原さん、3 人で譲渡人の さん宅に伺い話を聞いて、また現地確認しました。譲受人の さんは隣家で、市道がこのたび拡張になり、宅地が狭くなったということで、隣接する さんの土地を求められたため、応じたとのことです。現地は、譲受人の さん宅の林地で、裏側にある土地でございました。そこに物置等を建てるということでございます。許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、3番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、資材置場兼駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外で、市内業者が業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当し、許可できる施設に該当し、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○6番(矢島征雄君) 6番、矢島です。

同じく21日、推進委員の田部井さん、藤原さんと3人で、譲渡人の さん宅に伺い、話を聞いてまいり、現地確認しました。 さんは高齢になったため耕作困難になり、知人に贈与の形で譲り渡したということがございます。譲受人の さんは のため、資材置場として使用するということございました。現地は、排水路に面した形の悪い田んぼでございまして、現在は耕作がされてない土地でした。このような土地なので、事務局説明のとおり、許可相当と判断してまいりました。ご審議をよろしくをお願いします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、4番及び5番の志多見地区の案件につきまして、関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の4番、5番は同一案件でございますので、一括にてご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-4、5-5（1）、（2）をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、砂採取等を行うもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地と判断されますが、砂採取、表土置場及び採取砂置場として1年間の一時転用でございます。

なお、採取後は元の農地に復旧し、所有者が耕作することとなっており、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○14番（早川初男君） 14番、早川です。

この件は、8月の中旬ぐらいに土地改良のほうへ上がってきました書類を、役員さん何名かで検討した結果、何ら問題ないんじゃないかということで、土地改良としては許可しておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

まず、4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、6番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-

6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、従業員駐車場を整備するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、市内業者の必要な施設であり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 6番の案件につきまして、5番の関口が報告します。

10月18日、坂本委員、渡辺推進委員さんと3人で、譲渡人の さんに現場の確認と話を聞いてまいりました。この場所は の事務所の隣で、耕作をしていない場所です。有効活用ということになるかと思

います。ご審議のほどよろしくお願

いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、7番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページ及び土地利用計画図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により、宅地も含め土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（関口政司君） 5番の関口が報告します。

同じく10月18日、坂本委員、渡辺推進委員さんと3人で、譲渡人の さんに現場の確認と話を聞いてまいりました。 さんは現場の近所に一人で居住しておりまして、農業は一切したことがないという方です。また、他の農地も手放したいとなっておりますけれども、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、8番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまふ。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

10月13日に、江川推進委員さんと2名で、現地にて譲渡人の さんの奥さんより話を聞いてまいりました。この土地は、以前から欲しい人がおられれば譲ってもいいというようことであつたわけで、今回、ここにアパートを建てたいという方がおられまして、話がまとまり、売買ということで今回の申請となりました。周りも住宅やアパートが建ち並んでおりまして、仕方ないのではないかと判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願

いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、9番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の21ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許可のできるもので、また、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（塩崎 博君） 9番、塩崎です。

10月の13日に、江川推進委員さんと2人で、現地において譲受人の さんより話を聞いてまいりました。以前より売りに出されていた土地でありまして、今回、この土地を買って自己用住宅を建てたいという人がおられまして、今回の申請になったようでございます。周りにも住宅が建ち並んでおりまして、やはり仕方ないのかなというふうに判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、10番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図の5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地を造成売買するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

ここで、建築条件付売買予定地というものが初めて出ましたので、ご説明したいと思いま。

平成31年の3月にですね、農林水産省から通知がありまして、近年の住宅について、デザイン、それと家族構成を踏まえた間取り等ですね、ニーズが多様化していることから、それに応えるような形で建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いという通知がございまして、次の要件を全て満たすことが確実に認められる場合に許可されるということで、その要件とは、農地転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、おおむね3ヶ月以内に住宅の建築請負契約を締結すること。2つ目が、その建築請負契約が3ヶ月以内に締結されなかった場合、土地の売買契約が解除されるという、その旨を土地売買契約書において規定されていること、それが明記された契約書であるということですね。3つ目が、農地転用事業者は、農転許可に係る当該土地の全てが販売することができないと判断した時は、その残りの土地——残余の区画について自らが住宅を建築すること。という条件となっております。それが建築条件付売買予定地ということで、21区画が ですね、そこからの申請となっております。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

こちらの案件につきましては、私どもの近所の人案件でございまして、お会いしたのが全員（ 、 さん、 さん、 さん、 さん、 さん）

近所の人で、現地を確認してまいりました。現況につきましては、一部水稲も陸田を作付けしておりますが、ほかは大体8割ぐらいは遊休農地化して、耕作しておりません。かねてより、一部の人がこちらを放棄地として、遊休農地を処分したい意向のため、業者のほうで近所の人にあっせんをして、このプロジェクトが成立したというふうに聞いております。実際は、近隣もかなり造成されておまして、これは基本的にはやむを得ないかなというふうに考えます。

ただ、今、事務局の正能さんが言われたように、従来ですと、建売住宅何区画、何棟という話での案件ではスムーズにいくんでしょうが、建築条件付売買予定地という、単純に考えると、これ土地の転がしといいますか、土地を買って分譲するという形での購入だと、詳細に言ってありましたように、3ヶ月をめどに建築することを附帯条件にするというとおっしゃっていましたが、それらについて、我々とは直接関係ないんでしょうけれども、確認とか規律・管理とかというのは、例えばこれはどういうふうな形になっているのかということが1つ。売買契約について、その特例事項が売買契約に、例えば建築請負業者と

のほうでの契約が付与されるのかどうか、その辺がちょっと、転用許可とは違うんですが、新しい条件で許可するについては、もうちょっと検討するような、いわゆるこれを3ヶ月以内というのは、事務局のほうでこれ管理できるんだろうかということもあるし、あるいはこういう何といいますかね、建売業者がある程度分譲用地で買っちゃって、それを確保しているというのは、今、正能さんが言ったように、顧客ニーズに対応するために、当然これ注文住宅でも受けるという内容なんだろうと思うんですが、その辺については管理の面でどういうふうにするのがいいのかということ、これは現地を担当するものではないんですけども、その辺については、事務局のほうではどのように考えているのか、お聞かせいただければと思います。

また、この案件について、近隣の状況からしますと、ほとんど住宅化、建売のが横行しておまして、私どもでも、渡邊推進委員さんと同行しまして確認したところ、基本的にはやむを得なく、許可相当と判断いたしてまいりました。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局からですね。この建築条件付売買予定地というのはですね、今回初めて、埼玉県内でも多分初めてだと思えるんですけども、要するに3ヶ月以内というのは、結局は契約書とか、書類審査で確認するようになるかと思えます。これまで以上に、事務局としては業者のスケジュールですか、契約書を確認するとか、いつ土地が売れて、土

地の売買契約をして、建築の契約をしてという、その期間をですね、最終的に完了報告がいつに上がったと、そういった確認事項がふえるというのは確かだと思います。

○7番（遠井 勝君） 内容はわかりました。したがって、先ほど言ったように、建売というのは当然これ、業者が建物をつくって売ることですので、土地を買って3ヶ月間の猶予を持たせて、いわゆる顧客ニーズに対応した注文を受けても構わないということで、補足の最後のほうに、これが残ったら、建築業者が建てて自己処分するという内容ですけれども、それらの管理については、事務局で、やってみないとわからないんでしょうけれども、どういう感じするのかわからないんですけれども、大変だなという形でちょっと考えましたので、大変蛇足ですけれども、すみませんでした。

○事務局（正能 光君） 最後、遠井さんがおっしゃられました、最後の要件として、最終的には、売れ残った区画については建売と同じような形になるわけですね、が建てて売却すると。このスケジュール的には、途中の売買契約というのは、それはいつまでにしなさいというのはないんですね、申請要領とか見ますと。土地の売買契約をしてから、建物を3ヶ月以内に契約を結びなさいよ。普通考えますと、いつまでも温めておくと、資金の回転悪いでしょうから、多分、土地はなるべく早く業者だって売らうと思うんですよ。例えば、土地を売買契約してから3ヶ月以内に、要は建物の設計とか建築請負契約をする。そこが3ヶ月というのを確認を、プラス事務的な負担がふえるということになると思います。最終的な完了報告というのはおおむね、大体1年ぐらいいかなと思うんですけれども、建売とこの建築条件付で、スケジュール的には、最終的な期間というのは同じぐらいいかなという想定はしております。

○7番（遠井 勝君） ありがとうございます。

参考なんですけれども、自分もちょっと事務局とは別に、のほうの事務所に行ってきました、営業の人に確認したら、全くそのとおりで、いわゆる顧客ニーズに対応するために、建売でつくるんじゃなくて、一部注文住宅として販売する方法が何というんですかね、こういう造成地での処分がある程度お客に合った形でやるための規約というんですかね、そういうふうなことが導入されたということを知りましたので、初めての案件なんで、ちょっとよくわからなかったもので、よろしくお願ひしたいと、ありがとうございました。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、11番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図23ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（遠井 勝君） 7番、遠井です。

10月の20日の日に、渡邊推進委員さんと現地調査と本人確認してまいりました。場所につきましては、地図でご覧のとおり、の駐車場の脇の土地でございまして、こちらのさんは2年前にお父さんを亡くしまして、現在は未耕作の状態の土地でございまして、特に耕作意欲もなく、つくる人もいないので、今回、この業者のほうにあっせんがあったために応諾したというふうに聞いております。周りはこういう形で住宅に囲まれており、事実上やむを得ないと思っておりますので、許可相当と判断いたしてまいりました。よろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、12番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-12をご覧ください。

本案件は、譲受人が宅地も含め売買により土地を取得し、倉庫を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

10月17日に、推進委員の石川さんと現地調査をいたしました。後日、私は、

の さんという方にお話を電話で聞きました。現地は、柿の木が植わっているところがあります。 さんによりますと、譲渡人の さんは に住んでいるということなんですけれども、この住宅と農地を貸しておいたところ、数年前に返されて、 に住んでいるということもありまして、売りに出しているところ、 が土地を探していたところ、申請地が売りに出ているということで、不動産屋さんを介して話がまとまり、今回の申請になったということです。許可相当と判断しましたが、審議のほどよろしく願いしたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、13番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図の5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことでした。一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

同じく10月17日に、推進委員の石川さんと さん宅を訪ね、現地とお話を聞いてまいりました。 さんがお父さんで、 さんが長男ということで親子関係です。現地は、現状はハウスを解体中で、まだ残っているんですが、ハウスが老朽化したことでハウスをやめて、かねてからアパート経営もしておりますので、またここへアパートを建てるということで、今回の申請に至ったということです。許可相当と判断しましたが、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、14番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページ及び土地利用計画図5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が贈与により土地を取得し、既存住宅進入路として利用してきた土地の地目を現況に合わせるもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、昭和41年の航空写真からも既に進入路として利用してきたことが確認できることから、立地基準及び一般基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（山岸和男君） 10番、山岸です。

同じく10月17日に、推進委員の石川さんと さん宅を訪ねて、現地とお話を聞いてまいりました—— さんのほうですね。 さんは さんのおふくろさんです。お話によりますと、両方のお父さんのときに、進入路として土地の交換をしたところ、申請がなされなかったということで、今までそのままずっとしていたということで、今回の申請をしたということでございます。状況からして許可相当と判断しますが、審議のほどよろしくお話ししたいと思います。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の27ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（柳田 浩君） 15番、柳田です。

この申請の土地につきましては、昨年、太陽光発電施設の設置として許可された農地でございます。今回の報告第4号で、この土地、その許可について取り消しの願いが出されて

おりまして、その農地に今度は譲受人がかわって、また同じ太陽光発電施設として申請が上がったものです。既に同様の内容で許可した案件でございますので、これについては問題ないというふうに、許可相当というふうに判断しております。よろしくご審議をお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定いたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員、 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いいたします。

（ 推進委員、 推進委員退室）

○会長（小倉和夫君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分1,265筆、面積にしまして108万3,945㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われ、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意

見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画(中間管理機構分)の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、承認することに決定いたします。

議案第4号の審議が終了しましたので、推進委員、推進委員の入室をお願いします。

(推進委員、推進委員入室)



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に委員、委員、推進委員、推進委員、推進委員、推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

(委員、委員、推進委員、推進委員、推進委員 推進委員退室)

○会長(小倉和夫君) それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画(案)につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者へ農用地の貸し付けが適当であるか、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、委員、委員、推進委員、
推進委員、推進委員、推進委員の入室をお願いいたします。

（委員、委員、推進委員、
推進委員、推進委員 推進委員退室）



◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から6号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」、相続に伴う権利移動の届出5件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第4条の規定による許可申請書の取下願について」、4条の許可申請書の取下願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条の規定による許可申請書の取消願について」でございますが、5条の許可取消願1件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第5号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域内の農地転用の届出8件で、内容は資料のとおりでございます。

最後に、報告第6号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」、農地貸借の合意解約による届出130件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任をおり、進行を司会へお戻しします。

○局長（細田 悟君） 小倉会長には長時間にわたる議事の進行、ご苦労さまでございました。



◎閉会の宣告

○局長（細田 悟君） それでは、野川職務代理に閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

○職務代理（野川良翁君） 本日は大変お忙しい中、農業委員各位には長時間にわたり慎重審議いただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和元年第6回加須市農業委員会を閉会といたします。

○局長（細田 悟君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和元年10月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 野 川 良 翁

署名委員 早 川 初 男